

認知症医療従事者等向けの研修に係る要領

	26 福保高在第 954 号	平成27年3月19日
一部改正	27 福保高在第 474 号	平成27年7月31日
一部改正	27 福保高在第 1087 号	平成28年4月 1日
一部改正	28 福保高在第 793 号	平成28年11月9日
一部改正	28 福保高在第 1266 号	平成29年3月31日
一部改正	29 福保高在第 1253 号	平成30年3月29日
一部改正	30 福保高在第 1261 号	平成31年3月 7日
一部改正	3 福保高在第 81 号	令和3年4月16日
一部改正	5 福祉高在第 886 号	令和6年2月27日

1 趣旨

この要領は、東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成23年2月1日付 22 福保高在第 536 号）（以下「実施要綱」という。）第7の6（1）に基づき、認知症疾患医療センターが実施する地域の医療・介護従事者等の育成に係る取組に関して必要な事項を定めるものとする。

2 取組の種類及び実施回数

（1）二次保健医療圏単位の取組

地域拠点型認知症疾患医療センターは、以下に定める「東京都かかりつけ医認知症研修」「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅰ」及び「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ」を別途都が指定する回数実施し、「東京都認知症多職種協働研修」を含め年5回以上の地域の医療・介護専門職、認知症の人の支援に携わる関係者、地域住民等を対象とした取組を実施するものとする。

（2）区市町村単位の取組

認知症疾患医療センターは、以下に定める「地域連携を支える人材育成に係る取組」を含め、年1回以上の地域の医療・介護従事者、認知症の人の支援に携わる関係者等の人材育成に係る取組を実施するものとする。

3 東京都かかりつけ医認知症研修

（1）目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

（2）実施主体

本事業の実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

（3）研修対象者

都内で勤務（開業を含む）する医師及び歯科医師とする。

（4）研修内容

標準的なカリキュラム（別記1）に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術等の習得に資する内容とする。

（5）受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが、研修対象者、修了者名簿の提供及び公表等の必要事項について、募集要項等により受講希望者へ周知の上、行うものとする。

（6）修了証書の交付等

ア 東京都知事（以下「知事」という。）は、本研修の修了者に対し、様式1により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、研修修了者の情報について、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者の氏名、勤務（開業を含む。）している医療機関等の名称、所在地及び電話番号等を記載したリストを作成する。

エ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、必要に応じて区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進及び認知症の人とその家族等の受診の利便性に資するものとする。

4 東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅰ

（1）目的

急性期医療に関わる一般病棟の看護師等に対し、入院から退院後の在宅生活まで視野にいたった認知症ケアについての知識等を学ぶための研修を実施することにより、認知症の人が病院で治療を受けることと、退院後にもとの生活に戻ることができることを促進することを目的とする。

（2）実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

（3）研修対象者

都内の医療機関等に勤務する看護師とする。なお、精神保健福祉士、臨床心理士、

薬剤師、作業療法士等の看護師以外の職種の者の受講も可能とする。

(4) 研修内容

標準的なカリキュラム（別記2）に基づき、医療機関等に勤務する看護師として必要な認知症ケアの原則等の知識の習得に資する内容とする。

(5) 受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが、研修対象者、修了者名簿の提供等の必要事項について、募集要項等により受講希望者へ周知の上、行うものとする。

(6) 修了証書の交付等

ア 知事は、本研修の修了者に対し、様式2により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、必要に応じて区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進に資するものとする。

5 東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ

(1) 目的

認知症の人と接する機会が多い看護職員のうち、指導的な役割を担う職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応能力を習得することで、医療機関内等での認知症ケアを適切に実施できる体制の構築を目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

(3) 研修対象者

原則として、以下（ア）及び（イ）の要件をすべて満たす者を対象とする。

（ア）都内の病院及び有床診療所で勤務する指導的役割の看護職員

（イ）東京都看護師認知症対応力向上研修（平成24年度から平成27年度まで開催）
又は東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅰ（平成28年度から開催）のいずれかの修了者

(4) 研修内容

標準的なカリキュラム（別記3）に基づき、看護職員として必要な個々の認知症の特徴や症状に対するより実践的な対応等の習得に資する内容とする。

(5) 受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが、研修対象者、修了者名簿の提供等の必要事項について、募集要項等により受講希望者へ周知の上、行うものとする。

(6) 修了証書の交付等

- ア 知事は、本研修の修了者に対し、様式3により修了証書を交付する。
- イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。
- ウ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、必要に応じて区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進に資するものとする。

6 東京都認知症多職種協働研修

(1) 目的

認知症の人の支援に携わる専門職や行政関係者に対し、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにすることを学ぶための研修を実施することにより、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けられる体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

(3) 研修対象者

認知症の人の支援に携わる以下の者とする。

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、栄養士、地域包括支援センター職員、行政職員等

(4) 研修内容

標準的なカリキュラム（別記4）に基づき、認知症の人の支援にあたっての多職種協働の重要性や多職種支援の視点の習得に資する内容とする。

(5) 受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが、修了者名簿の提供等の必要事項について、募集要項等により受講希望者へ周知の上、行うものとする。

(6) 修了者名簿の管理等

- ア 知事は、研修修了者について、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。
- イ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、必要に応じて区市町村や地域包括支援セ

ンターに提供する等、都の認知症医療体制の推進に資するものとする。

7 地域連携を支える人材育成に係る取組

(1) 目的

地域の医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図り、多職種協働を推進するための取組を実施することにより、認知症の人の支援に携わる地域の関係機関が相互に連携して切れ目のない支援を行えるようにすることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6に規定する認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

(3) 対象者

都内で勤務（開業を含む）する認知症の人の支援に携わる医療・介護従事者等とする。

(4) 内容

認知症の人の支援に携わる地域の医療・介護従事者に対して、認知症の人への切れ目のない支援を行うために必要な知識・技術の習得や地域連携の推進に資する内容とする。

(5) 手続き等

各認知症疾患医療センターが、必要事項について対象者へ周知の上、行うものとする。

8 実績報告について

(1) 二次保健医療圏単位の取組

各地域拠点型認知症疾患医療センターは、上記3から6までの各研修の実施後、別途定める実績報告書類を、都が定める期限までに提出するものとする。

(2) 区市町村単位の取組

各認知症疾患医療センターは、上記6の取組の実施後、別途定める実績報告書類を、都が定める期限までに提出するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、決定の日から施行し、平成２８年８月２日から適用する。

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和　３年４月１日から施行する。

この要領は、令和　６年４月１日から施行する。

東京都かかりつけ医認知症研修 標準カリキュラム

1 かかりつけ医の役割	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができることを理解する
	到達目標	1 認知症施策推進大綱等の施策の目的を踏まえ、かかりつけ医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期診断・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	・認知症を取り巻く施策(認知症施策推進大綱等) ・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・本人の視点を重視したアプローチ ・診断後の支援
2 基本知識	ねらい	認知症に関する基本的な知識・診断の原則を理解する
	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及び診断のポイントを理解する 3 認知症の診断の手順及び鑑別すべき疾患について理解する
	主な内容	・認知症の原因疾患 ・認知症の診断基準 ・認知症の診断のポイント(画像診断・鑑別診断のポイント等) ・認知症と鑑別すべき他の疾患
3 診療における実践	ねらい	認知症のアセスメント及び具体的な対応の原則を踏まえた、診療におけるマネジメントを理解する
	到達目標	1 認知症の問診・アセスメントのポイントを理解する 2 認知症の治療についての原則・具体的な方法について理解する 3 行動・心理症状(BPSD)に対する対応の原則を理解する 4 治療期の本人・家族への対応及び実践上のポイントを理解する
	主な内容	・認知症初期の対応のポイント ・認知症の問診・アセスメント ・認知症の診療におけるマネジメント(非薬物・薬物療法等) ・BPSDに対する対応 ・認知症治療における留意点 ・本人・家族(介護者)への対応
4 地域・生活における実践	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、多職種連携の重要性を理解する
	到達目標	1 かかりつけ医による認知症ケアのポイントを理解する 2 認知症である人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要なかかりつけ医の役割を理解する 3 多職種連携による支援体制構築におけるかかりつけ医の役割を理解する
	主な内容	・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定の支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度等 ・多職種連携

東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅰ 標準カリキュラム

研修のねらい		
1 認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿って、認知症の原因疾患の病態・特徴等の基本知識を習得する。 2 認知症の人を理解し、適切な対応方法(アセスメント、看護技術、院内外の連携等)を習得する。		
到達目標		
1 病院における認知症の人の現状や課題を理解し、修了後の役割を理解する。 2 実践対応力の前提となる認知症の原因疾患の主な症状や特徴を理解する。 3 認知症の人を支える施策・制度及び社会資源等を理解する。 4 認知症及び認知症の人とその対応の原則について理解する。 5 認知症の症状・特徴を踏まえた基本的な対応(アセスメント、看護技術、環境調整等)を理解する。 6 病棟等における実践的な対応力(チーム対応、院内外の連携、介護者支援)を理解する。		
区分	主な内容	形態・時間数
意義と役割	・研修の目的と意義 ・一般病院等での認知症の現状と課題 ・病院及び看護師の役割	講義 5分
認知症に関する知識	・認知症の主な原因疾患、症状と経過 ・鑑別すべき疾患と薬物の基礎知識 ・身体面の特徴	講義 30分
認知症ケアに関する知識	・認知症ケアの基本的な考え方 ・心理面からの特徴とケアの基本 ・認知症の人の心身、生活に対する環境の影響 ・認知症の人のコミュニケーションの特徴と対応方法 ・認知症の人の基本的なアセスメント方法 ・環境調整の実施 ・せん妄の基本的な知識とアセスメント ・せん妄の予防、発見及び対応 ・入院治療に伴うリスクと身体拘束 ・意思決定支援	講義 120分
認知症の人を支える連携等について	・東京都の認知症施策について ・認知症の人の在宅生活を支える諸制度 ・退院支援に係る他職種・他施設との連携	講義 30分
演習	認知症とそのケアに関する正しい知識に基づいたコミュニケーション及びケア等を実践することができるよう、事例検討や自部署における課題の抽出等をテーマとして、グループワークを実施	演習 90分

東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ 標準カリキュラム

研修のねらい		
認知症の人を理解し、より実践的な対応力(アセスメント、看護技術、院内外の連携等)を習得する。		
到達目標		
1 認知症及び認知症の人とその対応の原則について理解する。 2 認知症の症状・特徴を踏まえた基本的な対応(アセスメント、看護技術、環境調整等)を行うことができる。 3 病棟等における実践的な対応(チーム対応、院内外の連携、介護者支援)を行うことができる。		
区分	主な内容	形態・時間数
認知症ケアに関する知識	・認知機能障害の理解とアセスメントの視点 ・生活機能障害のアセスメントとケアのポイント ・せん妄の病態、認知症との鑑別 ・せん妄のアセスメントとケアの方法 ・認知症患者のリスクマネジメントと行動制限	講義 180分
認知症の退院調整と地域連携	・退院調整に当たっての情報収集と多職種連携の課題 ・退院調整と意思決定支援 ・入退院に係る地域資源との連携	
認知症のチームケアと情報共有	・認知症のチームケアと自身の役割 ・チームアプローチ・チームワークの影響とケアの改善 ・認知症ケアにおける倫理的課題 ・チーム内における情報共有のポイント	
演習	自己・自部署における認知症ケアを振り返り、個々の認知症に対する対応や地域連携等の改善に向けた方策を実践することができるよう、事例検討、課題分析、アクションプラン作成等のグループワークを実施	演習 210分

東京都認知症多職種協働研修標準カリキュラム

ねらい	認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにする。	
内容	認知症多職種協働の重要性について	講義 30分
	多職種協働支援の視点について ・事例をもとに、各職種がどのような視点でニーズを把握し、どのような支援を提供し得るかを、ブレインストーミングの形式等で意見交換	演習 120分

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

あなたは、 年度東京都
かかりつけ医認知症研修（厚生労働省が定めるかかりつけ医認知症
対応力向上研修）を修了したことを証します。

年 月 日

東京都知事

(知事氏名)

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

あなたは、 年度東京都
看護師認知症対応力向上研修Ⅰ
(厚生労働省が定める病院勤務の
医療従事者向け認知症対応力向上
研修)を修了したことを証します。

年 月 日

東 京 都 知 事

(知事氏名)

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

あなたは 年度東京都看護
師認知症対応力向上研修Ⅱを修
了したことを証します

年 月 日

東 京 都 知 事

(知事氏名)